

宮津市公報

平成27年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

- 33 宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例 1
34 宮津市手数料条例の一部を改正する条例 2

規 則

- 24 がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 2
25 宮津市公印規則の一部を改正する規則 3
26 宮津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 127 宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱 4
128 宮津市多面的機能支払交付金交付要綱 4
129 宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱 5
130 宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱 8
131 宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 9
132 国民健康保険被保険者証の無効 9
133 宮津市臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱 10
134 地方公共団体情報システム機構による認証業務関連事務の実施 10

公 告

- 33 公示送達 10
34 宮津市営住宅等の入居者の公募 10
35 漂流物の引渡し 11
36 条件付一般競争入札の実施 11
37 条件付一般競争入札の実施 13
38 宮津市人事行政の運営等の状況の公表 14
39 公示送達 19

教育委員会

《告 示》

- 17 宮津市教育委員会定例会の招集 19
18 宮津市教育委員会臨時会の招集 19

選挙管理委員会

《告 示》

- 28 有権者総数の50分の1の数 19
29 有権者総数の3分の1の数 20
30 有権者総数の6分の1の数 20
31 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の一部修正 20

条 例

宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第33号

宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「削除等」を「利用の停止、消去及び提供の停止」に改める。

第2条第1号ア中「役員に関する情報」の次に「（当該役員の特定個人情報を除く。）」を加え、同号イ中「情報」の次に「（当該個人の特定個人情報を除く。）」を加え、同条に次の3号を加える。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報を含むものをいう。

(9) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第10条第1項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の目的外利用の制限）

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、当該保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第13条第2項中「認める者」の次に「（保有特定個人情報にあつては、同項に規定する制限行為能力者の法定代理人その他保有特定個人情報の本人と特別の関係にあると実施機関が認める者又は本人の委任による代理人）」を加える。

第17条を削り、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第16条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第14条各号に掲げる保有個人情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第18条を次のように改める。

（利用停止の請求）

第18条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に掲げる措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第8条若しくは第9条の規定に違反して収集されているとき、若しくは第10条第1項若しくは第10条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、若しくは番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項又は第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

第19条中「第16条の訂正、第17条の削除及び前条の目的外利用等の中止」を「第17条の訂正及び前条の利用停止」に改める。

第20条第1項中「第13条第1項」を「第13条」に、「第16条の訂正、第17条の削除又は第18条の目的外利用等の中止」を「第17条の訂正又は第18条の利用停止」に改める。

第21条第1項中「、削除又は目的外利用等の中止」を「又は利用停止」に改め、同条に次の1項を加える。

6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第25条第1項第2号中「、削除及び目的外利用等の中止」を「及び利用停止」に、「、削除若しくは目的外利用等の中止」を「若しくは利用停止」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条に3号を加える改正規定（同条第9号に係る部分に限る。）、第10条の次に2条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第18条の改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第21条に1項を加える改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に定める日から施行する。

* * *

宮津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第34号

宮津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市手数料条例（平成12年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中第28号を第29号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 個人番号の通知カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなったときその他の再交付手数料を徴収しない再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1枚につき	500円
-----------------------------------------------------------------------------------	-------	------

第2条 宮津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中第25号を次のように改める。

(25) 個人番号カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなったときその他の再交付手数料を徴収しない再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1枚につき	800円
--------------------------------------------------------------------------------	-------	------

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

規 則

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月3日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第24号

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
がん検診等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
別表インフルエンザ予防接種の項中「1,000円」を「1,500円」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年10月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第25号

宮津市公印規則の一部を改正する規則
宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）の一部を次のように改正する。
別表中

国民健康保険被保険者証、国民健康 保険被保険者資格証明書その他国 民健康保険に関する受療証、受給者 証及び認定証並びに介護保険被 保険者証その他介護保険に関する認 定証及び確認証専用	を	国民健康保険被保険者証、国民健 康保険被保険者資格証明書その他 国民健康保険に関する受療証、受 給者証及び認定証並びに介護保険 被保険者証、介護保険負担割合証 その他介護保険に関する認定証及 び確認証専用	に改める。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年10月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第26号

宮津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
宮津市介護保険条例施行規則（平成12年規則第18号）の一部を次のように改正する。
第23条を第24条とし、第16条から第22条までを 1 条ずつ繰り下げる。
第15条第 1 号中「第51条の 2 第 2 項第 1 号」を「第51条の 3 第 2 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中
「第61条の 2 第 2 項第 1 号」を「第61条の 3 第 2 項第 1 号」に改め、同条を第16条とし、第11条から
第14条までを 1 条ずつ繰り下げる。
第10条第 1 号及び第 2 号中「相当する額」の次に「（法第49条の 2 の規定が適用される場合にあつ
ては、100分の80）」を加え、同条第 4 号中「算定した額」を「算定した費用の額」に改め、「相当す
る額」の次に「（法第49条の 2 の規定が適用される場合にあっては、100分の80）」を加え、同条第 5
号及び第 6 号中「相当する額」の次に「（法第59条の 2 の規定が適用される場合にあっては、100分の
80）」を加え、同条を第11条とし、第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1
条を加える。

（負担割合証の更新又は検認）
第 8 条 市長は、必要があると認めるときは、負担割合証の更新又は検認をするものとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第127号

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年9月3日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱（平成26年告示第112号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第8条第1項及び第9条第1項中「1,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第128号

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱を次のように定める。

平成27年9月10日

宮津市長 井上正嗣

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき農地維持活動及び資源向上活動を行う組織に対し、予算の範囲内において交付金を交付する。

（定義）

- 第2条 この要綱において「農地維持活動」とは、実施要綱別紙1の第4に規定する対象活動をいう。
- 2 この要綱において「資源向上活動（共同）」とは、実施要綱別紙2の第4の1に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動をいう。
- 3 この要綱において「資源向上活動（長寿命化）」とは、実施要綱別紙2の第4の2に規定する施設の長寿命化のための活動をいう。

（交付対象者）

第3条 交付金の交付の対象となる組織は、実施要綱別紙1の第6の4又は実施要綱別紙2の第6の4の認定を受けた組織（以下「認定組織」という。）とする。

（交付金の額）

- 第4条 交付金の額は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 農地維持活動 実施要綱別紙1の第3に規定する対象農用地の面積に別表第1に掲げる地目ごとの交付単価を乗じて得た額の合計額
 - (2) 資源向上活動（共同） 実施要綱別紙2の第3に規定する対象農用地の面積に別表第2に掲げる地目ごとの交付単価を乗じて得た額の合計額
 - (3) 資源向上活動（長寿命化） 実施要綱別紙2の第3に規定する対象農用地の面積に別表第3に掲げる地目ごとの交付単価を乗じて得た額の合計額

（交付申請等）

第5条 交付金の交付を受けようとする認定組織の代表者は、宮津市多面的機能支払交付金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するとともに、当該代表者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第 6 条 交付金の交付決定を受けた認定組織が申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、宮津市多面的機能支払交付金事業計画変更等承認申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付金の概算払)

第 7 条 市長は、交付決定をした交付金の額の全部又は一部について概算払により交付することができる。

(実績報告)

第 8 条 交付金の交付を受けた認定組織は、当該交付金を受けた会計年度の 3 月末日までに、宮津市多面的機能支払交付金実績報告書に市長の必要とする書類を添えて提出しなければならない。

(交付金の返還)

第 9 条 市長は、実施要綱別紙 1 の第 10 又は実施要綱別紙 2 の第 10 に規定する交付金の返還事由に該当するときは、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以後の農地維持活動並びに資源向上活動（共同）及び資源向上活動（長寿命化）について適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

地 目	10アール当たりの交付単価
田	3,000円
畑	2,000円
草地	250円

別表第 2（第 4 条関係）

地 目	10アール当たりの交付単価
田	2,400円
畑	1,440円
草地	240円

備考

- 1 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2261 号農林水産事務次官依命通知）若しくは農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業若しくは資源向上活動（共同）を 5 年以上実施した農用地である場合又は資源向上活動（長寿命化）を実施する場合は、この表に定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。
- 2 実施要綱別紙 2 の第 4 の 1 の (2) に規定する多面的機能の増進を図る活動を実施しない場合は、この表に定める額（備考 1 を含む。）に 6 分の 5 を乗じて得た額とする。

別表第 3（第 4 条関係）

地 目	10アール当たりの交付単価
田	4,400円
畑	2,000円
草地	400円

* * *

宮津市告示第 129 号

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

平成 27 年 9 月 10 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の維持及び増進を図るため、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年 4 月 1 日付け12構改 B 第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に基づき農業生産活動等を行う農業者等に対し、予算の範囲内において交付金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業生産活動等 農用地における耕作、適切な農用地の維持及び管理並びに水路、農道等の維持及び管理をいう。
- (2) 農業者等 農業者、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）認定農業者に準じる者として市長が認めた者、地方公共団体が出資する法人、特定農業法人（基盤強化法第23条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）農業協同組合、生産組織等をいう。
- (3) 対象農用地 宮津市内の農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する 1 ヘクタール以上の一団の農用地であって、次のいずれかの基準を満たすものをいう。
 - ア 勾配が田で20分の 1 以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上の農用地（以下「急傾斜農用地」という。）
 - イ 自然条件により小区画で不整形な田
 - ウ 勾配が田で100分の 1 以上20分の 1 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上15度未満の農用地
 - エ 高齢化率（農業従事者を100とした65歳以上の農業従事者の割合をいう。）が40パーセント以上、耕作放棄率（経営耕地面積と耕作放棄地面積との和を100とした耕作放棄地面積の割合をいう。）が田で 8 パーセント以上、畑（草地を含む。）で15パーセント以上である集落に存する農用地
- (4) 集落協定 実施要領第 6 の 2 の(1)に規定する協定をいう。
- (5) 個別協定 実施要領第 6 の 2 の(2)に規定する協定をいう。

(交付対象者)

第 3 条 交付金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 対象農用地において、市長の認定を受けた集落協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（認定農業者及び認定農業者に準じる者として市長が認めた者を除く。）
- (2) 対象農用地において、市長の認定を受けた個別協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（農業者を除く。）

(交付金の額)

第 4 条 交付金の額は、集落協定又は個別協定に規定する対象農用地について、別表第 1 に掲げる地目ごとの交付単価を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第 2 に掲げる加算措置に該当する場合は、前項に規定する交付単価に同表に定める額を加算した単価を交付単価とする。

(交付申請等)

第 5 条 交付金の交付を受けようとする農業者等は、宮津市中山間地域等直接支払交付金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するとともに、当該農業者等に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第 6 条 交付金の交付決定を受けた農業者等が申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、宮

津市中山間地域等直接支払交付金事業計画変更等承認申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付金の概算払)

第7条 市長は、交付決定をした交付金の額の全部又は一部について概算払により交付することができる。

(実績報告)

第8条 交付金の交付を受けた農業者等は、当該交付金を受けた会計年度の3月末日までに、宮津市中山間地域等直接支払交付金実績報告書に市長の必要とする書類を添えて提出しなければならない。

(交付金の返還)

第9条 市長は、実施要領第6の4の(1)に規定する交付金の返還事由に該当するときは、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日以後の農業生産活動等について適用する。

別表第1(第4条関係)

地 目	10アール当たりの交付単価
田	8,000円 (急傾斜農用地にあつては、21,000円)
畑	3,500円 (急傾斜農用地にあつては、11,500円)
草地	3,000円 (急傾斜農用地にあつては、10,500円)
採草放牧地	300円 (急傾斜農用地にあつては、1,000円)

備考 集落協定にあつては農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、実施要領第6の2の(2)のイの自作地を対象としている個別協定にあつては農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、この表に定める額に0.8を乗じた額とし、第4条第2項の加算措置は適用しないものとする。

別表第2(第4条関係)

1 集落連携・機能維持加算(実施要領第6の3のイの(ア)に規定する集落連携・機能維持加算をいう。)

地 目	10アール当たりの交付単価
田	3,000円
畑	3,000円
草地	3,000円
採草放牧地	3,000円

2 小規模・高齢化集落支援(実施要領第6の3のイの(ア)に規定する小規模・高齢化集落支援をいう。)

地 目	10アール当たりの交付単価
田	4,500円
畑	1,800円

3 超急傾斜農地保全管理加算（実施要領第6の3のイの(1)に規定する超急傾斜農地保全管理加算をいう。）

地目	10アール当たりの交付単価
田	6,000円
畑	6,000円

* * *

宮津市告示第130号

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

平成27年9月10日

宮津市長 井上正嗣

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、環境保全に効果の高い営農活動の普及の推進を図るため、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動を行う農業者団体等に対し、予算の範囲内において交付金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「農業生産活動」とは、実施要綱別紙1の第1の4に規定する農業生産活動をいう。

2 この要綱において「農業者団体等」とは、実施要綱別紙1の第1の1に規定する対象者をいう。

3 この要綱において「対象農地」とは、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。）又は生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。）内に存する農地をいう。

（交付対象者）

第3条 交付金の交付の対象となる者は、対象農地において、市長の認定を受けた事業計画に基づき、農業生産活動を行う農業者団体等とする。

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、対象農地について、別表に掲げる農業生産活動ごとの交付単価を乗じて得た額の合計額とする。この場合における対象農地の面積は、農業者団体等の構成員ごとに100平方メートル未満を切り捨てた面積の合計面積とする。

（交付申請等）

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するとともに、当該農業者団体等に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第6条 交付金の交付決定を受けた農業者団体等が申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、宮津市環境保全型農業直接支払交付金事業計画変更等承認申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 交付金の交付を受けた農業者団体等は、当該交付金を受けた会計年度の3月末日までに、宮津市環境保全型農業直接支払交付金実績報告書に市長の必要とする書類を添えて提出しなければならない。

（交付金の返還）

第8条 市長は、実施要綱別紙1第2の5に規定する交付金の返還事由に該当するときは、交付金の

全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年 4 月 1 日以後の農業生産活動について適用する。

別表 (第 5 条関係)

農業生産活動	10アール当たりの交付単価
5 割低減の取組 (化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減する取組をいう。以下同じ。)とカバークロープ (緑肥の作付け) を組み合わせた取組	8,000円
5 割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	4,400円
有機農業 (化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。) の取組	8,000円 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物にあっては、3,000円)
リビングマルチ (畑作物に限る。)	8,000円
草生栽培 (果樹及び茶に限る。)	8,000円
冬季湛水管理 (水稻、大豆及び小豆に限る。)	8,000円
バンカープランツの植栽 (なす、トマト (ミニトマトを含む。)、とうがらし類 (ピーマンを含む。)) 及びうり類に限る。)	8,000円
炭の投入	5,000円
緩効性肥料の利用及び長期中干し (水稻に限る。)	4,000円

* * *

宮津市告示第131号

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

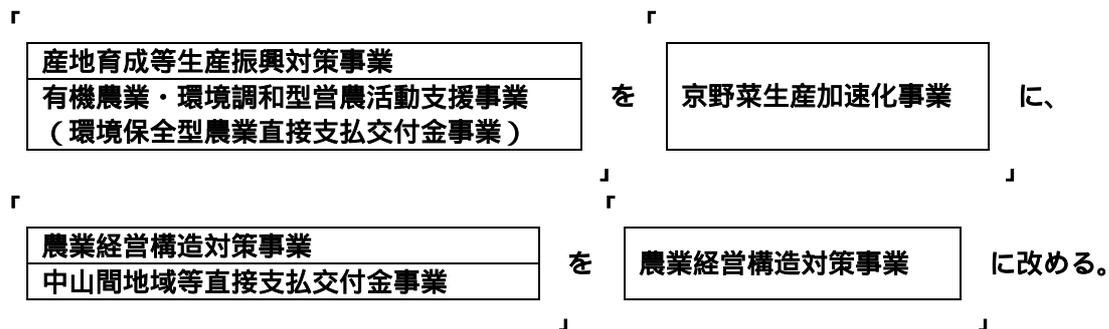
平成27年 9 月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱 (昭和52年告示第44号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中



附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第132号

宮津市国民健康保険条例施行規則 (平成 6 年規則第19号) 第11条第 3 項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成27年 9 月24日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号 260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮 - 0002570	昭和16年2月18日	平成27年4月1日	平成27年5月1日	
宮 - 0005165	昭和30年9月13日	平成27年4月1日	平成27年7月21日	
宮 - 0006602	平成8年2月15日	平成27年4月1日	平成27年7月2日	
宮 - 0009286	昭和20年5月5日	平成27年4月1日	平成27年8月7日	
宮 - 1003511	昭和17年8月15日	平成27年4月1日	平成27年4月7日	

* * *

宮津市告示第133号

平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年9月30日

宮津市長 井上正嗣

平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱

平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱(平成27年告示第116号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号ウ中「第15条第2項」を「第15条第3項」に、「第7条第3項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第134号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第65条第1項の規定により、平成27年9月30日に地方公共団体情報システム機構に同項に規定する認証業務関連事務を行わせることとした。

平成27年9月30日

宮津市長 井上正嗣

公 告

宮津市公告第33号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年9月4日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第34号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

平成27年9月7日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(月額)	戸数	規格
宮村	宮津市字宮村	40,000円	1	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟 3 階）又は市民室市民窓口係（本館 1 階）に備付けの「宮村団地(その他住宅)入居者募集案内書」に添付の「宮村団地入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成27年9月15日（火）から平成27年10月5日（月）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

6 入居時期 平成27年11月5日（予定）

* * *

宮津市公告第35号

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成28年3月9日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、同法第28条第1項の規定により所有者がないものと認め処分します。

平成27年9月9日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1 拾得物件 | ボート | 1隻（長さ 220cm、幅 138cm、高さ 38cm、特徴 船体白色及び青色） |
| | オール | 1本 |
| | ブイ（発泡スチロール） | 1本 |
| 2 発見日時 | 平成27年8月15日 | 午前7時00分頃 |
| 3 発見場所 | 京都府宮津市所在の宮津黒崎灯台から方位118度1,900m付近海域(海上)
(北緯35度 35分 23秒 東経 135度 16分 22秒) | |

* * *

宮津市公告第36号

条件付一般競争入札の実施について

平成27年度宮津市重要文化的景観整備工事(慈光寺)に係る実施計画・監理業務（宮教社委第3号）について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月15日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成27年度宮津市重要文化的景観整備工事(慈光寺)に係る実施設計・監理業務
 - (2) 業務番号 宮教社委第3号
 - (3) 業務場所 宮津市字江尻地内
 - (4) 業務概要 「実施設計・監理委託業務特記仕様書」及び「実施設計委託業務一般仕様書」のとおり『慈光寺』
木造 平屋建 3 0 5 . 8 5 m²（竣工年：寛永2年程度）
 - (5) 業務期間 契約日の翌日から平成28年3月25日まで（実施設計業務は工事発注が可能な成果物を平成27年11月27日までに提出すること。）
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担 当 室 宮津市教育委員会事務局総括室(社会教育係)

宮津市役所別館4階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1642

FAX番号 0772-22-8438

E-mail s-kyoiku@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体の指名停止期間中でない者であること。
- (3) 平成27年度宮津市測量等業務指名競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしており、一級建築士が複数名以上在籍していること。
- (5) 営業所所在地 京都府内に本社・営業所を置く者
- (6) 業務実績 平成15年以降に、地方自治体発注の実施設計及び監理業務で、業務概要に記す内容と同程度の社寺又は伝統建築の修理業務の元請として実績のあること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 3（4）に掲げる資格があることの確認書類
一級建築士事務所登録通知書の写し、所属建築士名簿等、3（4）に掲げる資格があることを確認できる書類を提出すること。
 - イ 営業所一覧表
 - ウ 同種業務の完了実績調書（別記様式2）
3（6）に掲げる資格があることを判断できる同種業務の完了実績を少なくとも1件記載すること。
 - エ ウの確認資料
ウの同種業務の完了実績及び当該業務の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。
 - オ 宮津市測量等業務入札参加資格審査結果通知書（写）

5 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間
平成27年9月15日（火）から平成27年9月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
*）入札参加資格確認申請書等については、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成27年9月15日（火）から平成27年9月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
閲覧場所 2に示す担当室
*）設計図書については、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付
平成27年9月15日（火）から平成27年9月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）ただし、郵送の場合は平成27年9月24日（木）の午後5時までに必着とする。
- (4) 設計図書に関する質問の受付
平成27年9月28日（月）までに、設計図書に関する質疑書（別記様式3）を提出すること。
ただし、郵送又はFAXの場合は平成27年9月28日（月）の午後5時までに必着とする。
- (5) 設計図書に関する回答の閲覧
平成27年9月29日（火）に宮津市ホームページに掲載する。
*）申請書、入札事務に関する簡易な質問は、随時口頭により回答する。
- (6) 入札日時及び場所

平成27年10月2日(金)午前11時
宮津市役所別館3階第5会議室(予定)

- 6 入札参加資格の確認
入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。
- 7 落札者の決定方法
宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。
- 8 予定価格 予定価格は3,466,800円(税込み)
- 9 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金及び契約保証金は免除する。
- 10 その他
その他については、宮津市財務規則の定めるところによる。

* * *

宮津市公告第37号

条件付一般競争入札の実施について

「宮津小学校校舎改築工事」に係る実施設計業務(宮教小委第1号)について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月17日

宮津市長 井上正嗣

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 宮津小学校校舎改築工事に係る実施設計業務
 - (2) 業務番号 宮教小委第1号
 - (3) 業務場所 宮津市字外側地内
 - (4) 業務概要 「実施設計業務特記仕様書」及び「実施設計委託業務一般仕様書」のとおり
 - (5) 業務期間 契約日の翌日から平成28年3月25日まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担 当 室 宮津市教育委員会事務局総括室(施設係)
宮津市役所別館4階
郵便番号 626-8501
所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1662
FAX番号 0772-22-8438
E-mail sisetsu@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国又は地方公共団体の指名停止期間中でない者であること。
 - (3) 平成27年度宮津市測量等業務指名競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしており、一級建築士が複数名以上在籍していること。
 - (5) 営業所所在地 京都府内に本社・営業所を置く者
 - (6) 業務実績 平成17年以降に、地方自治体発注の設計業務で、業務概要に記す規模と同等程度の業務の元請として実績のあること。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式1)
 - (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 3(4)に掲げる資格があることの確認に必要な書類
一級建築士事務所登録通知書の写し、所属建築士名簿等、3(4)に掲げる資格があることを確認できる書類を提出すること。
 - イ 営業所一覧表
 - ウ 同種業務の完了実績調書(別記様式2)

3(6)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の完了実績を少なくとも1件記載すること。

エ 上記ウの確認資料

上記ウの同種業務の完了実績及び当該業務の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

オ 宮津市測量等業務入札参加資格審査結果通知書(写)

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成27年9月17日(木)から平成27年9月30日(水)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

*) 入札参加資格確認申請書等については、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成27年9月17日(木)から平成27年10月6日(火)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当室

*) 設計図書については、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成27年9月17日(木)から平成27年9月30日(水)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)ただし、郵送の場合は平成27年9月30日(水)の午後5時までに必着とする。

(4) 設計図書に関する質問の受付

平成27年10月6日(火)午後5時までに、設計図書に関する質疑書(別記様式3)を提出すること。

ただし、郵送又はFAXの場合は平成27年10月6日(火)の午後5時までに必着とする。

(5) 設計図書に関する回答の閲覧

平成27年10月9日(金)に宮津市ホームページに掲載する。

*) 申請書、入札事務に関する簡易な質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時及び場所

平成27年10月14日(水)午前10時

宮津市役所本館南棟1階第2会議室(予定)

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。

8 予定価格 予定価格は、49,723,200円(税込み)

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

10 その他

その他については、宮津市財務規則の定めるところによる。

* * *

宮津市公告第38号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)第6条第1項の規定により、平成26年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成27年9月24日

宮津市長 井上正嗣

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況(平成26年度)

部局	採用者数
市長の事務部局	6人

教育委員会の事務部局	2人
合計	8人

(2) 部局別職員の退職状況（平成26年度）

部局	退職者数
市長の事務部局	4人
教育委員会の事務部局	1人
農業委員会の事務部局	2人
合計	7人

(3) 部局別職員数の状況

部局	区分	平成26年4月1日			(参考) 平成25年4月1日
		職員数	男	女	
市長の事務部局		180人	121人	59人	179人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		40人	17人	23人	42人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		13人	11人	2人	14人
合計		240人	154人	86人	242人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成26年度普通会計決算）

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B)/(A)	(参考) 25年度の人件費
11,076,608千円	2,020,842千円	18.2%	1,991,128千円(16.8%)

平成26年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	304,673円	41.8歳	316,324円	52.3歳	行政職6級10.0% 行政職5級8.0% 行政職3級・4級5% 行政職1級・2級4% 削減措置後
(参考)国	335,000円	43.5歳	287,992円	50.1歳	

一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（平成26年度）

区分	宮津市（4.0%削減措置後）		(参考)国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	166,176円	177,696円	172,200円	184,200円
高校卒	135,360円	143,424円	140,100円	148,500円

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	258,780円	333,203円	362,940円
高校卒	217,632円	293,075円	357,721円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任主査	係長 主任専門員 主任	副室長	室長	
職員数	22人	14人	67人	40人	19人	10人	172人
構成比	12.8%	8.1%	39.0%	23.3%	11.0%	5.8%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		月額等	特別措置	
給料	市長	675,000円	25%削減措置後	
	副市長	584,000円	20%削減措置後	
報酬	議長	387,000円	10%削減措置後	
	副議長	333,000円		
	議員	315,000円		
期末手当		6月期	12月期	年間計
	市長・副市長	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	議長・副議長・議員	1.40月分	1.55月分	2.95月分

(7) 主な職員手当の状況(平成26年4月1日現在)

区分	宮津市			(参考)国	
	支給対象	支給額等		期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	基準日(6月1日・12月1日)の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度
		6月期	1.225月分	0.675月分	
		12月期	1.375月分	0.675月分	
		年間計	2.60月分	1.35月分	
		(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有			
退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	勸奨・定年	同制度
		勤続20年	21.62月分	27.025月分	
		勤続25年	30.82月分	36.570月分	
		勤続35年	43.70月分	52.440月分	
		最高限度額	52.44月分	52.440月分	
		(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%~20%加算			
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月額		同制度
		配偶者	13,000円		
		その他	6,500円~11,000円		
		(加算措置) 16歳~22歳の扶養親族加算 5,000円			
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月額		同制度
		借家等(最高支給限度額)	27,000円		
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月額		(2km)2,000円~ (60km)24,500円
		交通用具(自動車等)	(2km)2,000円~ (60km)25,900円		
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額 (月額上限)55,000円		同制度
管理職手当	副室長級以上の管理職員	室長級	給料月額×11.2% (20%削減措置後)		本府省 課長等 など 130,300円
		副室長級	給料月額×8% (20%削減措置後)		

時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 × 1.25 (深夜勤務は1.5)	同制度
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 × 1.35 (深夜勤務は1.6)	
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給(全5種類)			全27種類
	代表的なもの	社会福祉業務 1回2,000円 (死亡人収容業務)		
		感染症防疫作業 1日1,000円		
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度

平成17年4月1日から京都府市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。(支給率は、同組合の条例による支給率です。)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(本庁など標準的なもの)

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考)平成26年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	7.9日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病気休暇	原因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇(職員の出産時)	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇(職員の結婚時)	7日以内
		忌引(職員の親族死亡時)	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇(夏期の諸行事等)	3日以内(7月～9月)
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	(1年につき) 子が1人:7日、子が2人:10日、 子が3人以上:子の数-2日+10日
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子(3歳未満)の養育		職員の子が3歳に達する日まで

(4) 育児休業の取得状況(平成26年度)

取得者数		取得期間		
男性	女性	6か月超え1年以内	1年超え2年以内	2年超え3年以内
0人	6人	3人	3人	0人

平成25年度から引き続き取得中の者を除く。

(5) 自己啓発等休業の取得状況(平成26年度)

取得者数		大学等	国際貢献
男性	女性	過程の履修	活動
0人	0人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成26年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	3人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	1人	1人

「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（平成26年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	449件	統計調査員・選挙事務従事他
合 計	449件	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成26年度）

研 修 区 分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 （研修講師による開催研修）	261人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 （研修機関等での研修）	71人	京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部7市合同研修他
合 計	332人	

(2) 職員の勤務評定の実施の状況（平成26年度）

実施内容	該当者数
定期昇給時の成績不良者	1人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成26年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	3件	3件
通勤災害	0件	0件

(2) 職員の福利厚生の実施状況（平成26年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 （地方公務員法第42条）	宮津市 職員互助会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業他
共済制度 （地方公務員法第43条）	京都府市町村 職員共済組合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・宿泊事業・貯金事業他）

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成26年度）

区 分	内 容
会員数（平成26年4月1日現在）	346人（うち宮津市職員240人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	32,975,863円
うち宮津市補助金 （補助率）	4,458,281円 （給料月額0.5%（職員負担分と同率））
宮津市職員互助会一般会計歳出額	15,314,239円
事務費	1,843,981円
福利厚生費	606,548円
事業費	6,826,940円
給付費	6,036,770円

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成26年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

* * *

宮津市公告第39号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年10月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下揭示済)

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第17号

平成27年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月25日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成27年9月29日(火) 午前9時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第18号

平成27年第12回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年9月25日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成27年10月1日(木) 午前9時10分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第28号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

327人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第29号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5,450人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2,725人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、公職の候補者井上正嗣の出納責任者から訂正の報告があったので、公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表した告示（平成26年宮津市選挙管理委員会告示第71号）の一部を次のとおり修正する。

平成27年9月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

宮津市長選挙候補者氏名井上正嗣第1回分中

「自由民主党京都府総支部連合会 100,000円」を
「自由民主党京都府総支部連合会 150,000円」に、
「3,600,000円」を「3,650,000円」に改める。